



# 応援プロジェクト

新型コロナウィルスに負けるな!



今号も、新型コロナウイルス感染症に関する、さまざまな支援策を紹介します。

## 事業者向け 新しい生活様式導入支援補助金

問い合わせ＝商工振興課（☎ 22 - 7500）

新しい生活様式の定着を促進するため、感染予防や事業継続に向けた新製品・新サービスの開発など、積極的に変革に取り組む中小企業を支援します。

### ■募集件数

予算（2億5,000万円）の範囲内、先着順

### ■対象者

以下の全てを満たす事業者

- ・市内に事業所を有する法人または個人事業主
  - ※会社については、中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者に限る
  - ※宗教上の組織や団体、政治団体は除く
- ・令和2年3月31日以前から市内で事業を営み、引き続き継続する意欲があること
- ・市税などに滞納がないこと（納税猶予の許可を受けている場合は除く）
- ・風営法第2条第1項第4号及び第5号に定める営業並びに同条第5項で定める事業者でないこと
- ・暴力団、暴力団員および暴力団関係者が、事業に関与していないこと

### ■対象

以下の全てを満たす経費

- ・市内の店舗（施設）に対するもので、新たな生活様式と関連性のある物品の購入や、施設の改築・設備導入などの経費※詳しくは3ページの表をご覧ください
- ・令和2年4月1日以降に発注し、工事完了後（納品後）30日以内または令和3年2月26日のいずれか早い日までに実績報告ができるもの（実施済みのものは、交付決定通知後、市が指定する期限までに実績報告

ができるもの）

- ・対象外経費にあたらぬもの

### ※対象外経費

消耗品、中古品、汎用性の高い物品などの購入経費、新たな生活様式と関連性が薄い物品の購入や施設の改築・設備導入などの経費、不動産取得・移転などの費用、安全祈願などの宗教関連費用など

### ■必要書類

- ・新しい生活様式導入支援補助金申請書
- ・経費内訳書
- ・費用が単独で5万円以上の物品や工事などは、費用が分かる見積書の写し※実施済の場合は、領収書の写しと対象内容の写真
- ・（法人）法人事業概況説明書の1ページ目の写し
- ・（個人）令和元年度確定申告における「所得税確定申告書第一表」の写し、または「市民税・県民税申告書」の写し

### ■申請方法

10月30日（金）まで（当日消印有効）に、必要書類を郵送（〒376 - 8501 織姫町1 - 1 桐生市役所）で、商工振興課へ。

申請用紙は市ホームページ、総合案内所（市役所1階）、新里・黒保根支所にあります。

※窓口での「密集」「密接」を防ぐため、申請は郵送のみとします。

※複数の店舗（施設）で補助を受ける場合、申請は店舗（施設）ごとに行ってください。1店舗（施設）につき申請は1回限りです。

■「新しい生活様式導入支援補助金」対象一覧

内訳	活用の方向性	具体例（一部）	補助金額
安心空間創出事業	3密・接触減少対策	換気装置（換気扇、開閉窓、網戸など）の設置	経費の3分の2以内 （上限額 30万円） ※経費の合計が1万 5,000円以上のものが対象
		店舗内にパーテーション・防護スクリーンの設置	
		キャッシュレス・セルフレジの導入	
		人感センサー付き照明機器の導入	
		自動ドア、自動水栓などの導入	
		テレワーク・オンライン商談のための機器導入	
		インターネット販売システムの構築（システム設計・導入費）	
	出前機、おかもちの導入		
	感染拡大予防	非接触体温計や、サーモカメラの設置	
		空気清浄機・空気清浄機能付きエアコンの設置	
消毒設備（紫外線照射機、自動噴霧器など）の設置			
事業構造改革事業	感染対策のための業態転換 （新たな販売方法）	注文、予約受付システムの開発	経費の3分の2以内 （上限額 200万円） ※経費が単独で50万 円以上のものが対象
		デリバリー専用カウンターの設置	
		キッチンカー、デリバリーバイク（汎用性のない3輪のものに限る）の導入	
	業態転換による店舗などの改修		
	感染防止のための改築	施設の空間を個室化	
		施設のオープンスペース化	
生産設備の導入	新製品開発や生産性改善を目的とした設備導入		

※2つの事業を併用する場合、各上限額に加え、全体の補助金額は200万円までとなります。

## コロナ禍相談窓口の開設

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者を支援するため、「事業者向けコロナ禍相談窓口」を設置します。

公益財団法人群馬県産業支援機構が派遣する、よろず支援拠点コーディネーターが、国や県などが公募する各種新型コロナウイルス対策事業や、経営全般についての相談を受け付けます。

■開設日

12月24日（木）までの、原則として毎週火曜日と木曜日

■時間

午前9時から午後5時まで

■場所

桐生市職業訓練センター内（相生町五丁目）

■相談方法

専用電話（☎070 - 4195 - 4729）で相談に応じるほか、桐生市職業訓練センター内の相談室において面談での相談にも対応します（要事前予約）。

詳しくは市ホームページをご覧ください。

7月1日から市役所本庁舎で使用する電力を、環境に配慮したクリーンな電力に切り替えました。この電力は、ごみ処理施設でごみを燃やすときに発生する熱などを有効活用して作られたものです。

近年、豪雨災害などが頻発し、地球温暖化が大きな問題になっていきますが、クリーンな電力に切り替えることにより、地球温暖化の原因となっている温室効果ガスを1年間で523トン削減することができます。これは約60ヘクタールの杉林が1年間に吸収する量に相当します。この取り組みは、市が現在推進しているSDGsにおける「エネルギーをみんなに、そしてクリーンに」「気候変動に具体的な対策を」などの環境に関する目標達成に貢献しています。今後も環境先進都市を目指し地球環境にやさしい取り組みを進めたいと思います。

桐生市長 荒木 恵司

クリーンな電力で環境にやさしい取り組み

こんにちは  
 市長です

